奈良県LPガス料金高騰対策支援金 【交付要綱】

令和5年7月

一般社団法人 奈良県LPガス協会

協 会 ⇔ 事業者

奈良県LPガス料金高騰対策支援金 交付要綱

制 定:令和5年8月2日

発行人:一般社団法人 奈良県LPガス協会

(趣旨)

第1条 会長は、県内のLPガス利用世帯の新型コロナウィルスによるLPガス料金高騰及び物価高騰の負担軽減のため、予算の範囲内において奈良県LPガス料金高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) LPガス販売事業者 液化石油ガス販売事業者(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第6条に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。)又はコミュニティーガス小売事業者(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第3項に規定するガス小売事業者であって、同条第1項に規定する政令で定める簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する方法でガス小売事業を営む者をいう。以下同じ。)をいう。
 - (2) LPガス消費者 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等(計量法 (平成4年法律第51号)第8条第1項に規定する法定計量単位による体積販売を受ける者に限る。)又はコミュニティーガス小売事業者から小売供給を受ける需要家をいう。

(交付対象者)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、県内のLPガス消費者にLPガスを販売するLPガス販売事業者で、次の各号の全てを満たすものとする。
 - (1) 令和5年9月1日(以下「交付基準日」という。)以前から、LPガス販売事業者であること。
 - (2) 交付申請時点において、LPガスの販売事業に必要な許可又は認可等を全て有し、 事業を継続していること。

- (3) 交付申請後においても、事業を継続する意思があると認められること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の表に定めるとおりとする。

交付の対象	支援内容	支援金の額
LPガス販売事業者	実施のための原資	3,600円×世帯数 (メーター数)
		(各世帯1回のみ、利用実績がある世帯のみ)
"	実施のための経費支援	35,000円

2 支援金の交付は、1事業者につき1回に限るものとする。

(交付申請)

- 第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、会長に申請しなければならない。
 - (1) 第2条ア又はイに掲げる事業に係る登録がわかる書類、その他これらに準ずるものとして会長が認める書類のいずれかの写し
 - (2) 県税の納税証明書の写し(交付申請日より3ヶ月以内に取得されたものに限る。)
 - (3) 法人の履歴事項全部証明書の写し(交付申請日より3ヶ月以内に取得されたものに限る。)(法人のみ)
 - (4) 申請者の身分証明書(運転免許証(両面)やマイナンバーカード(表面))や住民票その他これらに準ずるものとして会長が認める書類のいずれかの写し(住民票は、交付申請日より3ヶ月以内に取得されたものに限る。)(個人事業主のみ)
 - (5) 預金通帳の写し等、支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名 義人等)が分かる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定等)

- 第6条 会長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援 金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 会長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、交付決定通知書(第2-1 号様式)を申請者に交付するものとする。(以下、交付決定通知書の交付を受けた事業 者を「交付決定者」という)

- 3 会長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、交付申請却 下通知書(第2-2号様式)により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。
- 4 会長は、第1項の審査に当たり、交付申請に係る交付対象世帯その他の確認のため、 交付申請者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、支援事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、期日までに実績報告書(第3号様式)に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定等)

- 第8条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る支援事業の実施結果が支援金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、支援金の額を確定し、金額決定通知書(第4号様式)により交付決定者に通知する。なお、書類等の調査ができない場合等、支援金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないときは、それらに係る金額は支援の対象とならない。
 - 2 会長は、交付決定者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、その超える部分の支援金の返還を命ずる。

(支援金の支払)

- 第9条 支援金は前条第1項の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、実績報告前に概算払いをすることができる。
- 2 交付決定者は、前項前段の規定により支援金の精算払いの支払いを受けようとすると きは、精算払請求書(第3号様式)を、前項ただし書の概算払いの支払いを受けようと するときは、概算払請求書(第1号様式 別紙)を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

- 第10条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定の 全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 第3条各号の要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 第5条の交付申請書又は同条各号の添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他会長が不適切と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、適当な期限を定めてその返還を命じるものとする。

(LPガス料金支援事業の経理等)

- 第11条 交付決定者は、支援事業の経費については、帳簿および全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 交付決定者は、前項の帳簿および証拠書類を支援事業の完了 (廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも 閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第12条 会長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月2日から施行する。